

令和7年1月17日

件名 高崎市の児童相談所を指定する政令の閣議決定について

令和7年10月に本市を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が、令和7年1月17日に閣議決定されました。この政令指定を受けることにより、本市は児童相談所を設置することができます。

「高崎の子どもは高崎で守る」ため、本市独自の児童相談所の開設に向け準備を進めてまいります。

1 名称及び設置場所

名 称：高崎市児童相談所

設置場所：高崎市問屋町4丁目4番1（JR高崎問屋町駅 問屋口徒歩2分）

2 建物概要

構 造：鉄筋コンクリート造2階建

延床面積：3,918.06㎡（1階2,287.89㎡、2階1,607.05㎡、
PH階23.12㎡）

フロア：1階：一時保護所（居室、ラウンジ、学習室、体育館等）

2階：児童相談所、こども発達支援センター

（事務室、相談室、プレイルーム、会議室等）

3 開所時期

令和7年10月1日（水曜日）

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年度 3月 施設竣工、引渡し

令和7年度 4月 備品等搬入

7月 事務所を問屋町の新施設に移設し群馬県からの引継ぎを開始

10月 開設

【本件に関する問い合わせ】

福祉部児童相談所担当

電話：027-321-1180（内線3710）